

2013年1月25日 全30頁

バーゼルⅢ告示② Tier1 比率（連結） ＜訂正版＞

2013年3月期に4.5%、2014年3月期に5.5%、以後6%の水準が求められる

金融調査部 研究員 鈴木利光
経営企画部 金本悠希

[要約]

- 2012年3月30日、金融庁はバーゼルⅢを踏まえた自己資本比率に関する告示の改正を公表した。2013年3月31日から適用される。本稿では、改正告示のうち、国際統一基準の連結自己資本比率の、Tier1 比率について説明する。
- Tier1 比率は6%以上であることが求められる（2015年3月30日まで経過措置あり）。Tier1 比率の分子であるTier1 資本は、普通株式等Tier1 資本とその他Tier1 資本の合計額であり、その他Tier1 資本は、その他Tier1 資本に係る基礎項目（プラス項目）からその他Tier1 資本に係る調整項目（マイナス項目）を控除した額である。
- 基礎項目には、「その他Tier1 資本調達手段」に係る株主資本、新株予約権、負債や一定の少数株主持分などが含まれる。「その他Tier1 資本調達手段」は、負債より劣後し、償還期限がなく、仮に償還を行う場合でも原則として発行後5年以後にしか行ってはならず（金融庁の確認が必要）、剰余金の配当・利息の支払をコントロールする資本調達手段である。さらに、（負債性資本調達手段の場合）連結普通株式等Tier1 比率が一定水準を下回った場合に、元本の削減又は普通株式への転換がなされるという特約が付されていることが必要である。ただし、「その他Tier1 資本調達手段」の要件には2022年3月30日まで経過措置が設けられ、2010年9月11日以前に発行された一定の優先出資証券・非累積的永久優先株は、基礎項目に算入できる（算入額は段階的に減少）。
- 調整項目には、自己保有その他Tier1 資本調達手段、意図的に（相互に）保有している他の金融機関等の「その他Tier1 資本調達手段」や、少数出資金融機関等（銀行の議決権が10%以下）の「その他Tier1 資本調達手段」、その他金融機関等（銀行の議決権が10%超）の「その他Tier1 資本調達手段」（いわゆるダブルギアリング）などが含まれる。これらは相手方の金融機関が銀行以外（保険会社等）や外国の者である場合を含み、資本調達手段の保有の形態は直接的保有に限らず、投信・ファンド等を通じた間接的保有の場合も含む。調整項目（一部を除く）についても経過措置が設けられ、段階的に算入することができる（2018年3月期に全額算入）。

<目次>

1. はじめに	2
2. 自己資本の質・水準の向上	3
3. Tier1 資本	5
4. その他 Tier1 資本に係る基礎項目（プラス項目）	7
5. その他 Tier1 資本に係る調整項目（マイナス項目）	15
6. Tier1 比率の分母	23
7. 施行時期	27
8. 経過措置	27

1. はじめに

- 2012年3月30日、金融庁は、自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示の改正を公表した¹。これは、2010年12月にバーゼル銀行監督委員会が公表したバーゼルⅢ（国際的な銀行の自己資本比率規制の枠組み）規則文書を踏まえて、それを国内法化すべく、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（以下、単に告示という）等²の改正を公表するものである。
- 改正告示は国際統一基準を対象としており、国内基準が適用される国内基準行については、「当分の間、新銀行告示の規定にかかわらず、旧銀行告示の規定を適用する」³とされている（改正告示附則9条）。
- 改正告示は、バーゼルⅢ規則文書のうち、2013年から段階的に導入される規制を対象としており、その主な内容は以下の通りである。

- | |
|-------------------|
| ①. 自己資本の質の向上 |
| ②. 自己資本比率の水準の引き上げ |

¹ 金融庁ウェブサイト (<http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20120330-1.html>) 参照。

² 他に、「銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の改正、「農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」の改正、「株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」の改正、「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の改正も公表されている。

³ 新銀行告示とは、改正後の告示（2013年3月31日から適用）を指し、旧銀行告示とは現行告示を指す。

③. リスク捕捉の強化

- 本稿では、上記①及び②のうち、連結自己資本比率（国際統一基準）の「Tier1比率」に関する質の向上・水準の引き上げについて説明する。

2. 自己資本の質・水準の向上

- バーゼルⅢ規則文書は、銀行の自己資本の損失吸収力を高めるため、「Tier1資本」をゴーイング・コンサーン・ベース（事業継続ベース）の自己資本、「Tier2資本」をゴー・コンサーン・ベース（破綻時を想定したベース）の自己資本と位置づけた上で、損失吸収力がより高い「普通株式等Tier1資本」が「Tier1資本」の主要な部分を構成しなければならないとしている。
- 国際統一基準の連結自己資本比率に関して、バーゼルⅡ下における現行告示では、自己資本に含まれる項目として、「基本的項目」・「補完的項目」・「準補完的項目」がある。これに対して改正告示では、バーゼルⅢ規則文書を受けて、「準補完的項目」が廃止され、「補完的項目」が「Tier2資本」に、「基本的項目」が「Tier1資本」に再構成された上で、「Tier1資本」の一部として、普通株式・内部留保等で構成される「普通株式等Tier1資本」が設けられている。さらに、これらの項目について、概ね以下のように質の向上が図られている⁴。

⁴ 図表1の内容は、改正告示ではなくバーゼルⅢ規則文書の解説だが、本改正告示でもこれに沿った改正がなされている。

図表1 パーゼルⅢにおける資本の質の見直し（算入要件）

普通株等Tier1	<ul style="list-style-type: none"> ・普通株及びその新株予約権 ・内部留保 ・普通株転換権付優先株 ⇒ <u>その他Tier1資本への算入</u> ※ 公的資金に該当するものは、経過措置により2018年3月31日まで算入可 ・その他の包括利益累計額及びその他公表準備金
その他Tier1	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の優先株 ・ステップ・アップ付の優先出資証券 ⇒ <u>算入不可</u> ・ステップ・アップなしの優先出資証券 ⇒ <u>条件次第で算入不可</u> ※ 会計上負債に分類されるものは、元本削減や普通株転換の仕組みが必要等等
Tier2	<ul style="list-style-type: none"> ・劣後債、劣後ローン(初回コール日までが5年未満) ⇒ <u>算入不可</u> ・劣後債、劣後ローン(初回コール日までが5年以上) 等

その他Tier1、Tier2資本に関しては、上記に加え、銀行の実質的な破綻状態において元本削減あるいは普通株式に転換されることを求める契約条項が発行条件に含まれていることが2013年1月以降に追加的に算入要件となる(注)(バーゼル委2011年1月13日公表「バーゼル銀行監督委員会による規制資本の質を向上させるための改革の最終要素を公表」参照)

(注)ただし、各国法制上の破綻処理制度が契約によるアプローチと同等の元本削減等の結果を生じるならば、ピアレビュー・プロセス及びディスクロージャーを含む一定の条件の下、自己資本への算入が認められる。

(出所) 金融庁/日本銀行「バーゼル銀行監督委員会によるバーゼルⅢテキストの公表等について」(2011年1月)を基に、大和総研金融調査部制度調査課作成(普通株等 Tier1 の欄の1段目、4段目、5段目に一部加筆)。なお、図表中の取消し線の箇所は、バーゼルⅡにおいて算入が認められていたが、バーゼルⅢにおいて算入が認められなくなった項目。

○ また、自己資本比率(連結)について、以下の水準が求められる(改正告示2条各号)。

- ◇ 普通株式等 Tier1 比率 \geq 4.5%
- ◇ Tier1 比率 \geq 6%
- ◇ 総自己資本比率 \geq 8%

○ 自己資本比率(連結)の水準を現行告示と比較すると以下のようになり、普通株式等 Tier1 比率、Tier1 比率は最低所要水準が引き上げられている(総自己資本比率の水準は維持されている)。

図表 2 自己資本比率の（実質）最低所要水準の引き上げ

	普通株式等 Tier1比率	Tier1比率	総自己資本比率
現行告示(バーゼルⅡ)	実質2% ^(※1)	4% ^(※2)	8%
改正告示(バーゼルⅢ)	4.5%	6%	8%

(※1) 現行告示では普通株式等Tier1比率に相当する比率は規定されていないが、監督指針によってこれに相当する比率が2%以上であることが実質的に求められている⁵。

(※2) 現行告示6条1項で、「補完的項目 \leq 基本的項目 $-$ 準補完的項目」（「基本的項目 \geq 補完的項目 $+$ 準補完的項目」）とされており、かつ、総自己資本比率（基本的項目 $+$ 補完的項目 $+$ 準補完的項目） \geq 8%であるため、基本的項目の比率 \geq 4%となる。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

- ただし、普通株式等 Tier1 比率と Tier1 比率については、これらの水準が適用開始時期の2013年3月31日から求められるわけではなく、2015年3月30日まで以下のように経過措置が設けられており、段階的に引き上げられることとなる（2015年3月31日（2015年3月期）からは、上記の本則が適用される）（改正告示附則2条）。

図表 3 改正告示における最低所要水準（国際統一基準）の経過措置

	普通株式等Tier1比率	Tier1比率
2013年3月31日から2014年3月30日まで (2013年3月期を含む)	3.5%	4.5%
2014年3月31日から2015年3月30日まで (2014年3月期を含む)	4%	5.5%

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

3. Tier1 資本

- 海外営業拠点⁶を有する銀行の自己資本比率基準（「国際統一基準」）に関して、「連結自己資本比率」のうち、連結Tier1比率は、以下のように定められ、6%以上であることが求められる（改正告示2条2号）。

⁵ 銀行が、「基本的項目（Tier1）の中でも通常の株主資本が中心の資本構成となっているか。例えば、資本金、資本剰余金及び利益剰余金（資本金及び資本剰余金のうち普通株式（普通株式転換権付優先株式を含む。）以外の株式に相当する金額を除く。）が基本的項目（Tier1）の主要な部分を占めているか。」を含めて自己資本の質について分析を行っているかに着目して監督するとされており（「主要行等向けの総合的な監督指針」Ⅲ-2-1-1-2-2(2)）、実際上、Tier1（ \geq 4%）のうち「通常の株主資本が中心」（ \geq 2%）であることが求められる。

⁶ 外国に所在する支店又は銀行法16条の2第1項7号に掲げる会社（銀行が総株主、総社員又は総出資者の議決権の50%超の議決権を保有しているものに限る）であって、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つもの（改正告示2条）。

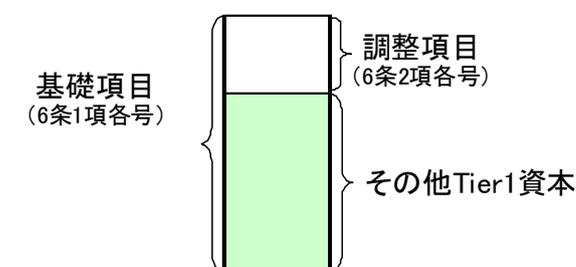
$$\frac{\text{「Tier1資本の額」}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額} + \left(\frac{\text{マーケット・リスク} + \text{オペレーショナル・リスク}}{\text{相当額の合計額} + \text{相当額の合計額}} \right) \times 12.5} \geq 6\%$$

- 上の式の分子の「Tier1 資本の額」は、「普通株式等Tier1 資本の額」⁷と「その他Tier1 資本の額」の合計である。
- 「その他 Tier1 資本の額」は、以下の額である（改正告示 2 条 2 号）。ただし、0 を下回る場合は 0 とする（改正告示 6 条 5 項）。

「その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額」－「その他 Tier1 資本に係る調整項目の額」

- 以下、「その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額」（改正告示 6 条 1 項各号に規定）及び「その他 Tier1 資本に係る調整項目の額」（改正告示 6 条 2 項各号に規定）の具体的な内容について説明するが、「その他 Tier1 資本の額」を図示すると以下のようになる。

図表 4 「その他 Tier1 資本の額」



（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

⁷ 「普通株式等 Tier1 資本の額」については、大和総研レポート「バーゼルⅢ告示① 普通株式等 Tier1 比率（連結）＜訂正版＞」（鈴木利光/金本悠希）[2013 年 1 月 25 日]参照。

4. その他 Tier1 資本に係る基礎項目（プラス項目）

（1）その他 Tier1 資本に係る基礎項目の類型

- その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額は、以下の額の合計額とされている（改正告示 6 条 1 項）（「その他 Tier1 資本調達手段」の定義は（2）参照）。

- ①. 「その他 Tier1 資本調達手段」に係る株主資本の額（社外流出予定額⁸を除く）
- ②. 「その他 Tier1 資本調達手段」に係る負債の額
- ③. 「その他 Tier1 資本調達手段」に係る新株予約権の額
- ④. 特別目的会社等の発行する「その他 Tier1 資本調達手段」の額
- ⑤. その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額

（2）「その他 Tier1 資本調達手段」の定義

- （1）の「その他 Tier1 資本調達手段」とは、以下の要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式⁹に該当するものを除く）である（改正告示 6 条 4 項）。

- ①. 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。
- ②. 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。
- ③. 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。
- ④. 償還期限が定められておらず、「ステップ・アップ金利等」¹⁰に係る特約その他の償還を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。
- ⑤. 償還を行う場合には発行後 5 年を経過した日以後¹¹に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ. 償還又は買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじめ金融庁長官の確認を受

⁸ 剰余金の配当の予定額（改正告示 5 条 1 項 1 号）。

⁹ 改正告示 5 条 3 項に規定する普通株式。

¹⁰ あらかじめ定めた期間が経過した後に上乗せされる一定の金利又は配当率。

¹¹ 発行の目的に照らして発行後 5 年を経過する日より前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後 5 年を経過する日より前。

けるものとなっていること。

- ロ. 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。
- ハ. その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
 - (1) 償還又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還又は買戻しのための資本調達¹²が当該償還又は買戻しの時以前に行われること。
 - (2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結自己資本比率を維持することが見込まれること。
- ⑥. 発行者が⑤イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。
- ⑦. 剰余金の配当・利息の支払の停止について、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。
 - イ. 剰余金の配当・利息の支払の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができること。
 - ロ. 剰余金の配当・利息の支払の停止を決定することが発行者の債務不履行とならないこと。
 - ハ. 剰余金の配当・利息の支払の停止により流出しなかった資金を発行者が完全に利用可能なこと。
 - ニ. 剰余金の配当・利息の支払の停止を行った場合における発行者に対する一切の制約（同等以上の質の資本調達手段に係る剰余金の配当及び利息の支払に関するものを除く）がないこと。
- ⑧. 剰余金の配当・利息の支払が、法令の規定に基づき算定された分配可能額を超えない範囲内で行われるものであること。
- ⑨. 剰余金の配当額・利息の支払額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。
- ⑩. 発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと

¹² 当該償還又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。

¹³ 「第2の柱」（金融機関の自己管理と監督上の検証）に係る監督指針（「主要行等向けの総合的な監督指針」等）において、「連結普通株式等 Tier1 比率で 5.125%以上」と規定されている。大和総研レポート「『第2の柱』に係る監督指針、バーゼルⅢ準拠に改正」（鈴木利光/金本悠希）[2012年9月14日]も参照されたい。

¹⁴ 資本調達手段の発行によって得られる資金。

¹⁵ 元本の削減又は普通株式への転換（改正告示6条4項11号）。

¹⁶ ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が講ぜられる場合又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担することとなる場合は、この特約は不要。

- ⑪. 負債性資本調達手段である場合には、以下の特約その他これに類する特約が定められていること。
- 一連結普通株式等Tier1 比率が一定の水準¹³を下回ったときに、同比率が当該水準を上回るために必要な額又はその全額の元本の削減又は普通株式への転換が行われる特約
- ⑫. 発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。
- ⑬. ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関して有利な条件で発行された場合には補償が行われる特約その他の発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。
- ⑭. 特別目的会社等が発行する資本調達手段である場合には、発行代り金¹⁴を利用するために発行される資本調達手段が①～⑬及び⑮に掲げる要件の全てを満たし、かつ、当該資本調達手段が発行者が発行代り金の全額を即時かつ無制限に利用可能であること。
- ⑮. 元本の削減等¹⁵又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること¹⁶。

○ 以上の要件から、「その他 Tier1 資本調達手段」は、普通株式以外で、負債より劣後し(②)、償還期限がなく(④)、仮に償還を行う場合でも原則として発行後5年以後にしか行ってはならず(金融庁の確認が必要)(⑤)、社外流出(剰余金の配当・利息の支払)をコントロールする資本調達手段(⑦)である。

○ また、負債性資本調達手段の場合は、(実質的な破綻状態に至る前の)一定の水準を下回った場合には元本の削減又は普通株式への転換がなされる、という特約(ゴーイング・コンサーン・ベース(事業継続ベース)のコンティンジェント・キャピタル条項)が定められていることも必要となる(⑩)。

○ さらに、負債性資本調達手段の場合に限らず、銀行が実質的な破綻状態に至った場合には元本の削減又は普通株式への転換がなされる、という特約(ゴーン・コンサーン・ベース(破綻時を想定したベース)のコンティンジェント・キャピタル条項)が定められていることが必要となる¹⁷(⑮)

¹⁷ バーゼル銀行監督委員会は、その他 Tier1 資本と Tier2 資本の両方にゴーン・コンサーン・ベースのコンティンジェント・キャピタル条項が付されることを求めたプレス・リリース(2011年1月13日付)において、その背景として「仮に公的セクターが支援を提供しなければ破綻していたであろう国際的に活動する巨大な銀行の一部が発生させた損失を、Tier2 資本商品(主に劣後債務)及びいくつかのケースでは Tier1 資本商品が吸収しなかった」ことを指摘している。

- なお、図表1の「その他 Tier1」の欄にあるように、（現行告示において一定限度で自己資本の基本的項目に算入される）ステップ・アップ金利付の優先出資証券の算入は認められない（④参照）。
- 後述（8（2）（i））のように、現行告示で自己資本の基本的項目に該当する優先出資証券や非累積的永久優先株は、2022年3月30日まで経過措置が設けられ、後述の要件を満たさず「その他 Tier1 資本調達手段」に該当しない場合でも、2010年9月11日以前に発行されたものである等の条件を満たせば「その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額」に算入することができる（算入額は段階的に減少）（改正告示附則3条1項）。なお、その他 Tier1 資本に関しては、（普通株式等 Tier1 資本と Tier2 資本と異なり）公的資金関連の経過措置は設けられていない。

（3）「特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額」

- その他 Tier1 資本に係る基礎項目に含まれる「④特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額」は、特別目的会社等¹⁸の資本調達手段のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものの額とされる。（改正告示6条3項）。

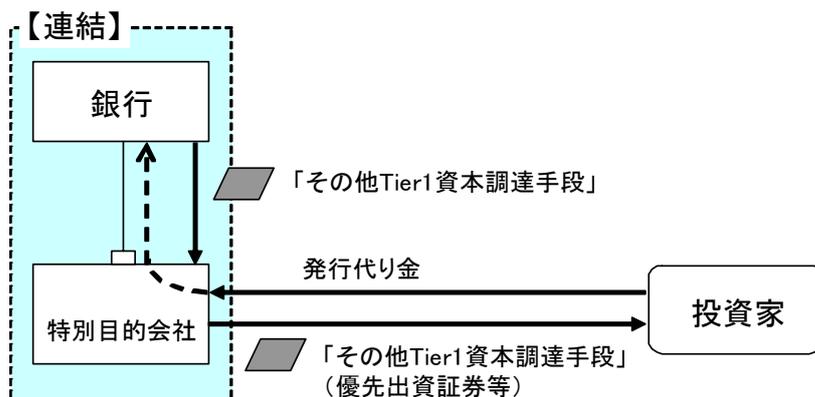
- ①. 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段が、「その他 Tier1 資本調達手段」に該当するものであること。
- ②. 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を、（当該特別目的会社等の親法人等¹⁹である）銀行が即時かつ無制限に利用可能であること。
- ③. ②の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段²⁰が、「その他 Tier1 資本調達手段」に該当するものであること。
- ④. 当該特別目的会社等の親法人等である銀行が、議決権の全てを保有すること。

¹⁸ 専ら銀行の資本調達を行うことを目的として設立された連結子法人等。

¹⁹ 銀行法施行令4条の2第2項に規定する親法人等。

²⁰ 基本的に、銀行が特別目的会社等に対して発行するものと考えられる。

図表5 特別目的会社を利用した「その他Tier1資本調達手段」発行のスキーム例



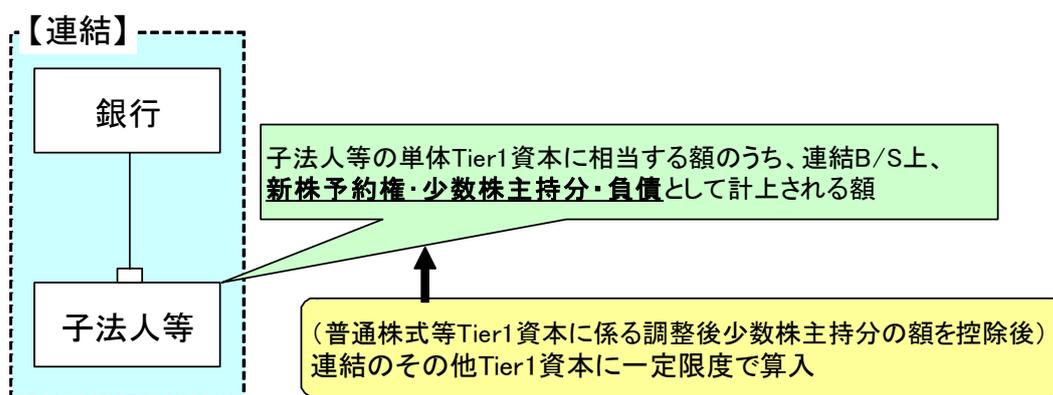
(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

(4) 「その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額」

(i) ポイント

- その他Tier1資本に係る基礎項目に算入される「その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額」は、連結子法人等²¹(特別目的会社等を除く)の単体Tier1資本に係る基礎項目の額(に相当する額)のうち、連結貸借対照表(純資産の部又は負債の部)に新株予約権、少数株主持分又は負債として計上される部分の額の一定額である(正確な定義については(ii)参照)

図表6 「その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額」の扱い



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

²¹ 銀行の子法人等(銀行法施行令4条の2第2項に規定する子法人等(改正告示1条37号の2イ(2)))であって、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれるもの(改正告示1条58号)。

- 一方、普通株式等 Tier1 資本（連結）に係る基礎項目に算入される「普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額」（改正告示 5 条 1 項 4 号）は、連結貸借対照表に少数株主持分（又は新株予約権）として計上される部分とされ（負債として計上される部分は含まない）、また、連結子法人等が銀行等である場合に限定されており、扱いが異なっている（改正告示 8 条 1 項 1 号）。
- 現行告示では、銀行の連結子法人等の少数株主持分は、基本的に²²自己資本の基本的項目に算入される（現行告示 5 条 1 項）。一方、改正告示では、自己資本に算入される少数株主持分等を限定しているため、子会社の少数株主持分等の一部は自己資本に算入されなくなる。ただし、後述（8（2）（iii））のように、算入されなくなる部分は、（改正告示の適用が開始される）2013 年 3 月 31 日から一切自己資本に算入されなくなるわけではなく、2018 年 3 月 30 日までは経過措置が設けられ、一定の条件を満たす額は「その他 Tier1 資本に係る基礎項目」に算入される（額は段階的に減少）（改正告示附則 6 条 1 項）

（ii）計算方法

- その他 Tier1 資本に係る基礎項目に含まれる「その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額」は、以下の額とされる（改正告示 8 条 1 項 2 号）（14 ページの計算例参照）。

「（算式 A）で求められる額以下の額」（ただし、「連結子法人等の少数株主持分相当 Tier1 資本に係る基礎項目の額（※3）」（少数株主持分に相当）が上限）から、「普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額（※1）」を控除した額

（算式 A）（イ・ロのいずれか少ない額）×「Tier1 資本に係る第三者持分割合（※2）」

イ. （連結子法人等の自己資本比率の分母²³）×8.5%²⁴

ロ. （銀行の（連結）自己資本比率の分母のうち、連結子法人等に関連するもの）×8.5%

- 「普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分（※1）」については、大和総研レポート「バーゼルⅢ告示① 普通株式等 Tier1 比率（連結）＜訂正版＞」（鈴木利光/金本悠希）[2013 年 1 月 25 日]を参照されたい。

²² 当該連結子法人等が株主資本に計上している、現行告示 6 条 1 項 4 号（負債性資本調達手段）及び 6 号（期限付優先株）に掲げるものの額に相当する額は除かれる。

²³ 当該連結子法人等が銀行以外の場合にあつては、これに相当する額とする。

²⁴ Tier1 資本の最低所要水準（6%）と資本保全バッファ（2.5%）の合計額に相当。なお、資本保全バッファはバーゼルⅢ規則文書では 2016 年から導入される予定とされており、（2013 年から導入される部分を対象としている）今回の告示には盛り込まれていない。バーゼルⅢ規則文書において資本保全バッファに対応する部分も算入する旨規定されており、告示の規定はこれに沿ったものである。

- 上記「Tier1 資本に係る第三者持分割合（※2）」は、以下の数値である（改正告示 8 条 1 項 2 号）。

$$\frac{\text{連結子法人等の少数株主持分等相当Tier1資本に係る基礎項目の額（※3）}}{\text{連結子法人等の単体Tier1資本に係る基礎項目の額（※4）}}$$

- 「普通株式等Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額（※1）」を控除する前の額の上限額となる「連結子法人等の少数株主持分等相当Tier1 資本に係る基礎項目の額（※3）」は、（以下の）「連結子法人等の単体Tier1 資本に係る基礎項目の額（※4）」のうち、（当該連結子法人等の親法人等である）銀行の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に、新株予約権、少数株主持分又は負債として計上される部分の額²⁵である（改正告示 8 条 1 項 2 号）。
- 上記「連結子法人等の単体Tier1 資本に係る基礎項目の額（※4）」は、以下の額である²⁶（改正告示 8 条 1 項 2 号）。

$$\left(\begin{array}{l} \text{(単体) 普通株式等Tier1資本} \\ \text{に係る基礎項目の額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{その他Tier1資本に係る基礎項目の額} \\ \text{(改正告示18条1項4号(注)を除く)} \end{array} \right)$$

(注) 特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額

(iii) 特別目的会社等の発行する資本調達手段の算入

- 「その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額」を算出する場合において、連結子法人等の子法人等である特別目的会社等があるときは、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の額を、その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入することができる（改正告示 8 条 2 項）。

- ①. 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段が、「その他 Tier1 資本調達手段」に該当するものであること。
- ②. 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を、当該連結子法人等が即時かつ無制限に利用可能であること。

²⁵ 0 を下回る場合は 0 とする。

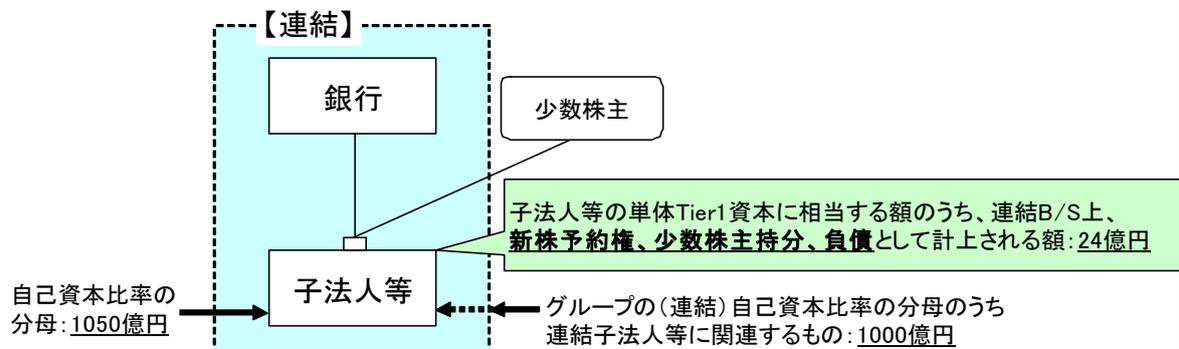
²⁶ 当該連結子法人等が銀行以外の場合にあつては、これに相当する額とする。

- ③. ②の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段が、「その他 Tier1 資本調達手段」に該当するものであること。
- ④. 当該連結子法人等が、当該特別目的会社等の議決権の全てを保有すること。

- 上記は「銀行の連結子法人等の子法人等」である特別目的会社等の発行する資本調達手段についての規定だが、前述の通り、「銀行の連結子法人等」である特別目的会社等の発行する資本調達手段についても、同様の要件を満たせば、その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額にされる（（3）参照）。

(参考) 「その他Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額」の計算例

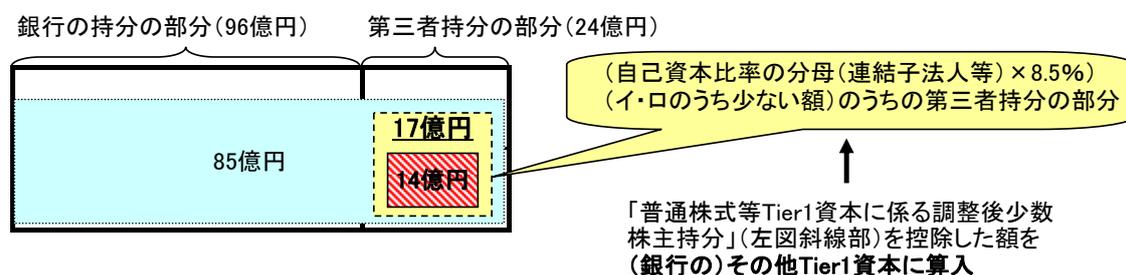
- ・ 子会社（連結子法人等）の単体 Tier1 資本：120 億円
- ・ 子会社の「少数株主持分等相当 Tier1 資本に係る基礎項目の額」：24 億円
- ・ 「普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分」：14 億円
- ・ 子会社の自己資本比率の分母：1050 億円
- ・ グループの（連結）自己資本比率の分母のうち、子会社に関連する額：1000 億円



- まず、「普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額（※1）」を控除する前の額の上限額が「連結子法人等の少数株主持分等相当 Tier1 資本に係る基礎項目の額（※3）」（少数株主持分に相当）であり、具体的には 24 億円である。
- つぎに、前記の（算式 A）のうち、イの額は $1050 \text{ 億円} \times 8.5\% = 89.25 \text{ 億円}$ 、ロの額は $1000 \text{ 億円} \times 8.5\% = 85 \text{ 億円}$ なので、「イ・ロのいずれか少ない額」は 85 億円となる。そして、「Tier1 資本に係る第三者持分割合」は $24 \text{ 億円} / 120 \text{ 億円} = 20\%$ であるため、（算式 A）で求められる額は、 $85 \text{ 億円} \times 20\% = 17 \text{ 億円}$ 。この額は、「普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額（※1）」を控除する前の額の上限額の 24 億円を超えないため、この 17

億円が「(算式 A) で求められる額以下の額」となる。

- この額から、「普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分」(14 億円)を控除すると 3 億円となり、この額が「その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額」となる。
- 銀行のその他 Tier1 資本に算入される部分(「その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額」)を図示すると、以下のようになる。



5. その他 Tier1 資本に係る調整項目 (マイナス項目)

(1) その他 Tier1 資本に係る調整項目の種類

- その他 Tier1 資本に係る調整項目の額は、以下の額の合計額とされる(改正告示 6 条 2 項)。

- ①. 自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額
- ②. 意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額
- ③. 少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額
- ④. その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額
- ⑤. Tier2 資本不足額

- ②③④のように、相手方金融機関のその他 Tier1 資本相当額は、自行の(普通株式等 Tier1 資本や Tier2 資本からではなく)その他 Tier1 資本から控除することとされている(「クロスポンディング・アプローチ(対応控除アプローチ)」)。

- 上記の項目が「その他 Tier1 資本に係る調整項目」(マイナス項目)とされるが、後述(8 (3) (i))のように、2018 年 3 月 30 日までは経過措置が設けられており、(改正告示

の適用が開始される) 2013年3月31日から全額調整項目に算入しなければならないわけではなく、段階的に調整項目に算入できる(2018年3月31日から全額算入)(改正告示附則7条1項)。

(2) 「自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額」

- 「自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額」は、「自己保有資本調達手段」のうち「その他 Tier1 資本調達手段」(前述)に該当するものの額とされる(改正告示8条4項2号)。この「自己保有資本調達手段」は、以下のように規定されている(改正告示8条4項1号)。

◇ 銀行又は連結子法人等が当該銀行又は連結子法人等の資本調達手段(自己株式²⁷に該当するものを除く)を保有している場合(※)における当該資本調達手段

- 上記(※)の場合は、「連結範囲外の法人等²⁸に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む」とされており、投信・ファンド等を通じた間接的保有など、直接的な保有以外の幅広い形態での保有が含まれることとされている(改正告示8条4項1号)。
- なお、銀行又は連結子法人等が「自己保有資本調達手段」に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、当該自己保有資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる(改正告示8条5項)。

(3) 「意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額」

(i) ポイント

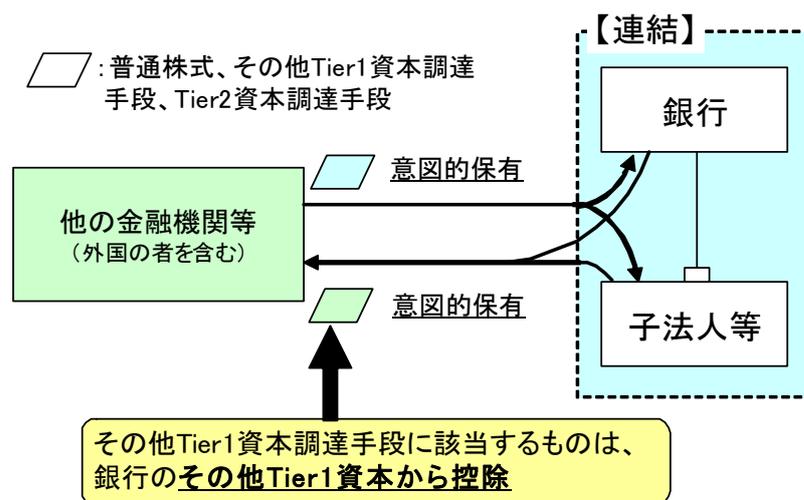
- 現行告示でも、「意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段」は自己資本(基本的項目+補完的項目+準補完的項目)から控除されている(現行告示8条1項1号)。改正告示でも、「意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額」がその他 Tier1 資本の調整項目(マイナス項目)とされているが、対象となる場合が見直されており(改正告示8条6項1号)、主なポイントは以下ようになる。

²⁷ 連結財務諸表規則2条19号に規定する自己株式。

²⁸ 法人等(銀行法施行令4条の2第2項に規定する法人等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む)))であって、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない者。

- ①. 相手も意図的保有を行っている場合に限定。
- ②. 「相手」に含まれる範囲を、銀行以外（保険会社等）や外国の者も含むように拡大。
- ③. 銀行及び相手の資本調達手段の保有形態は、直接的保有に限らず、投信・ファンド等を通じた間接的保有も含む。

図表 7 「意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段」の扱い



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

(ii) 対象となる場合

- 「意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額」は、「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」のうち、「その他 Tier1 資本調達手段」(前述)に該当するものの額とされている(改正告示 8 条 6 項 2 号)。この「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」は以下のように規定されている(改正告示 8 条 6 項 1 号)。

- ①. 銀行又は連結子法人等が、「他の金融機関等(※1)」との間で相互に自己資本比率を向上させるため、
- ②. 意図的に当該他の金融機関等の「対象資本調達手段(※2)」を保有していると認められ、かつ、
- ③. 当該他の金融機関等が、意図的に当該銀行又は連結子法人等の普通株式、その他 Tier1 資本調達手段又は Tier2 資本調達手段を保有していると認められる場合(※3)における、当該他の金融機関等の対象資本調達手段

- 「他の金融機関等（※1）」は、銀行以外（保険会社等）や外国の者も含む²⁹（改正告示 8 条 6 項 1 号）。
- 「対象資本調達手段（※2）」は、普通株式³⁰、その他Tier1 資本調達手段又はTier2 資本調達手段である（改正告示 8 条 6 項 1 号）。
- （※3）の場合は、投信・ファンド等を通じた間接的保有など、直接的な保有以外の幅広い形態での保有が含まれる³¹（改正告示 8 条 6 項 1 号）。

（4）「少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額」

（i）ポイント

- 前述の通り、改正告示では、「意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額」がその他Tier1 資本に係る調整項目（マイナス項目）とされている。改正告示では、さらに、意図的な保有に限らず、他の金融機関等の「その他Tier1 資本調達手段」を（議決権割合が 10%超か否かによって異なる方法で）銀行のその他Tier1 資本から控除することとしている。「少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額」は、そのうち議決権割合が10%以下の場合の場合に相当し（議決権割合が 10%超の場合は後述（5）参照）、その扱いのポイントは以下ようになる。

- ①. 議決権が 10%以下の金融機関等（銀行以外や外国の者を含む）のその他 Tier1 資本に相当する額について、銀行の普通株式等 Tier1 資本の 10%を超える部分を、銀行のその他 Tier1 資本から控除。
- ②. 資本調達手段の保有形態は、直接的保有に限らず、投信・ファンド等を通じた間接的保有も含む。

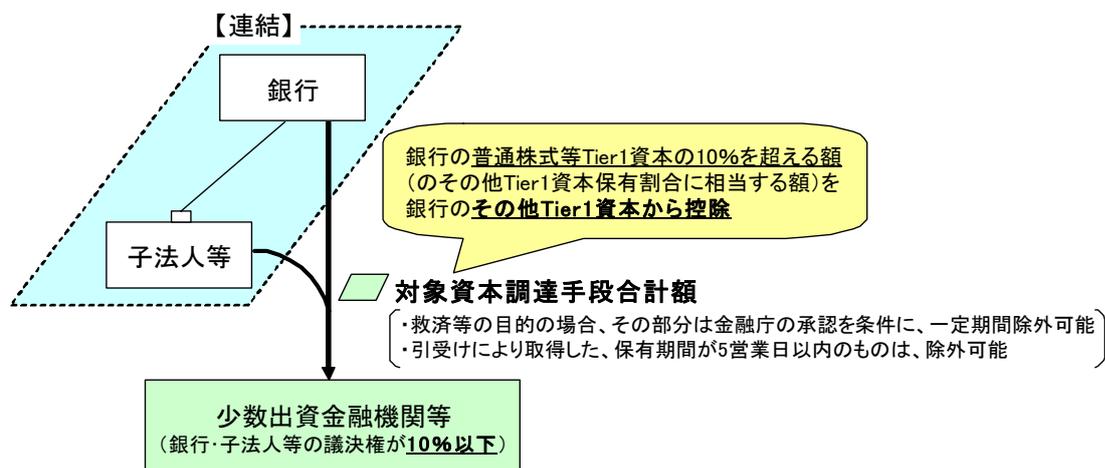
²⁹ 条文上は、「金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であって連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの」と規定されている。具体的には、日本標準産業分類の「J. 金融業、保険業」に該当する事業を主たる事業として営む者（証券会社を含む）、及び「K. 不動産業、物品賃貸業」のうち「7011. 総合リース業」に該当する事業を主たる事業として営む者が「他の金融機関等」に該当する。

³⁰ みなし普通株式（普通株式、その他 Tier1 資本調達手段又は Tier2 資本調達手段のいずれにも該当しない資本調達手段）を含む。

³¹ 条文上は、「銀行若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む」と規定されている。具体的な範囲については、大和総研レポート「バーゼルⅢのQ&A、ダブル・ギアリングを明確化」（鈴木利光/金本悠希）[2012年8月27日]を参照されたい。

- ③. 引受けにより取得した、保有期間が5営業日以内のものは除外可能。
- ④. 救済等の目的の場合は、金融庁の承認を条件に一定期間除外可能。

図表8 「少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段」の扱い



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

- 例えば、銀行の普通株式等Tier1資本が1000億円であり、少数出資金融機関等の対象資本調達手段合計額が300億円で、そのうちその他Tier1資本が90億円である場合を考える。この場合、300億円のうち、1000億円の10%である100億円を超える部分である200億円の、その他Tier1資本保有割合(30%=90億円/300億円)に相当する60億円が、銀行のその他Tier1資本から控除される(正確な計算方法は下記参照)。

(ii) 計算方法

- 「少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額」は、以下の額である(改正告示8条7項1号、2号)。

$$\left(\begin{array}{l} \text{「少数出資に係る対象 資本調達手段合計額(※1)」} \\ - \text{「少数出資に係る 10%基準額(※2)」} \end{array} \right)^{\text{注}} \times \left(\text{「少数出資に係るその 他Tier1資本保有割合(※3)」} \right)$$

(注) 0を下回る場合は0とする。

- 「少数出資に係る対象資本調達手段合計額(※1)」は、「少数出資金融機関等(※4)の対象資本調達手段³²を銀行又は連結子法人等が保有している場合(※5)における当該対象

³² 普通株式(みなし普通株式を含む)、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段(改正告示8条6項1号)。

資本調達手段の額の合計額」である（改正告示 8 条 7 項 1 号）。

- 「少数出資に係る 10% 基準額（※ 2）」は、以下の額とされており、普通株式等 Tier1 資本の基礎項目（プラス項目）から調整項目（マイナス項目）（の一部）³³を控除した額の 10% である（改正告示 8 条 7 項 1 号）。

$$\left(\text{普通株式等 Tier1 資本の基礎項目} - \text{普通株式等 Tier1 資本の調整項目の一部} \right) \times 10\% \\ \text{(改正告示 5 条 2 項 1 号} \sim \text{3 号)}$$

- 「少数出資に係るその他 Tier1 資本保有割合（※ 3）」は、以下の値である（改正告示 8 条 7 項 2 号）。

$$\frac{\text{少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち、その他 Tier1 資本調達手段に該当するものの額}}{\text{少数出資に係る対象資本調達手段合計額 (※ 1)}}$$

- 「少数出資金融機関等（※ 4）」は、「銀行及び連結子法人等³⁴がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等」である（改正告示 8 条 7 項 1 号）。
「他の金融機関等」は、銀行以外（保険会社等）や外国の者も含む（18 ページ参照）。
- 「少数出資金融機関等（※ 4）の対象資本調達手段を銀行又は連結子法人等が保有している場合（※ 5）」は、意図的保有の場合と同様、投信・ファンド等を通じた間接的保有など、直接的な保有以外の幅広い形態での保有が含まれる（18 ページ参照）。

(iii) 留意点

- 銀行又は連結子法人等が少数出資金融機関等の対象資本調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる（改正告示 8 条 11 項）。

³³ 改正告示 5 条 2 項 1 号～3 号に掲げられている項目であり、一定の無形固定資産、一部差異に係る繰延税金資産、繰延ヘッジ損益、前払年金費用、自己保有普通株式、意図的に保有している他の金融機関等の普通株式、などが該当する。

³⁴ 銀行の子法人等（銀行法施行令 4 条の 2 第 2 項に規定する子法人等（改正告示 1 条 37 号の 2 イ（2）））であって、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれるもの（改正告示 1 条 58 号）。

- また、以下に該当する対象資本調達手段があるときは、当該対象資本調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、下記①については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとされている（改正告示8条12項）。

- ①. その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段
- ②. 引受け³⁵により取得し、かつ、保有期間が5営業日以内の資本調達手段

（5）「その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額」

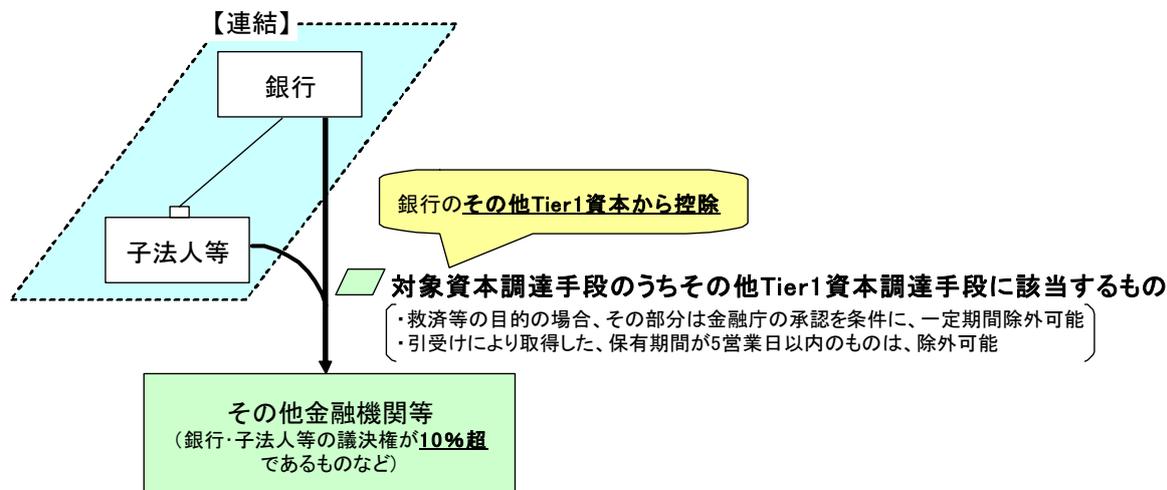
（i）ポイント

- 本項により、「その他金融機関等」（10%超の議決権を保有しているものなど）に係る対象資本調達手段のうちその他Tier1 資本調達手段に該当するものが、その他Tier1 資本に係る調整項目（マイナス項目）とされ、その扱いのポイントは以下ようになる（②③④は（4）と同様）。

- ①. 議決権が10%超の金融機関等（銀行以外や外国の者を含む）のその他 Tier1 資本調達手段の額を、銀行のその他 Tier1 資本から全額控除。
- ②. 資本調達手段の保有形態は、直接的保有に限らず、投信・ファンド等を通じた間接的保有も含む。
- ③. 引受けにより取得した、保有期間が5営業日以内のものは除外可能。
- ④. 救済等の目的の場合は、金融庁の承認を条件に一定期間除外可能。

³⁵ 金融商品取引法2条8項6号に規定する有価証券の引受け。

図表9 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちその他 Tier1 資本調達手段に該当するものの扱い



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

(ii) 対象となる場合

- 「その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額」は、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段(※1)」のうち、「その他 Tier1 資本調達手段」に該当するものの額である(改正告示8条8項1号)。
- この「その他金融機関等に係る対象資本調達手段(※1)」は、「その他金融機関等(※2)」の対象資本調達手段を銀行又は連結子法人等が保有している場合(※3)における当該対象資本調達手段である。この「保有している場合(※3)」は、(4)と同様、投信・ファンド等を通じた間接的保有など、直接的な保有以外の幅広い形態での保有が含まれる(18ページ参照)。
- 上記「その他金融機関等(※2)」は、以下の者又はこれに準ずる外国の者とされている(改正告示8条8項1号)。

①. 当該銀行及び連結子法人等が、総株主等の議決権の10%超の議決権を保有している「他の金融機関等」³⁶

³⁶ 銀行又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者(これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。)であって連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの(改正告示8条6項1号)。具体的には、日本標準産業分類の「J. 金融業、保険業」に該当する事業を主たる事業として営む者(証券会社を含む)、及び「K. 不動産業、物品賃貸業」のうち「7011. 総合リース業」に該当する事業を主たる事業として営む者が「他の金融機関等」に該当する。

- ②. 連結財務諸表規則 5 条 1 項各号に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない金融子会社³⁷（①を除く）
- ③. 当該銀行が、「金融業務を営む会社」³⁸を子法人等³⁹としている場合における当該子法人等であって、連結財務諸表規則 5 条第 1 項各号又は 2 項に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（①及び②を除く）
- ④. 「金融業務を営む関連法人等」⁴⁰（①を除く）
- ⑤. 「他の金融機関等」であって、当該銀行を子法人等とする親法人等⁴¹である者（①を除く）
- ⑥. 「他の金融機関等」であって、当該銀行を子法人等とする親法人等の子法人等（当該銀行を除く）又は関連法人等⁴²である者（①～⑤を除く）

（iii）留意点

- また、（4）（iii）と同じ規定（改正告示 8 条 11 項、12 項）が適用され、ショート・ポジションは相殺でき、救済等の目的の場合や引受けにより取得したもの（保有期間が 5 営業日以内）は、算出対象から除外できる（20-21 ページ参照）。

（6）「Tier2 資本不足額」

- 「Tier2 資本不足額」は、以下の額である（0 を下回る場合は 0 とする）（改正告示 8 条 14 項 2 号）。

「Tier2 資本に係る調整項目の額」－「Tier2 資本に係る基礎項目の額」

- 「Tier2 資本に係る調整項目の額」は、改正告示 7 条 2 項、「Tier2 資本に係る基礎項目の額」は、改正告示 7 条 1 項にそれぞれ規定されている（Tier2 資本に係る基礎項目・調整項目については、別稿で説明する予定である）。

6. Tier1 比率の分母

（1）自己資本比率の分母の一部見直し

- 前述（3.）のように、Tier1 比率を含め、国際統一基準の自己資本比率（普通株式等 Tier1 比率、Tier1 比率、総自己資本比率）（連結）の分母は、以下の額である（改正告示 2 条）。

³⁷ 銀行法 16 条の 2 第 1 項 1 号～11 号まで又は 13 号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（改正告示 3 条 1 項）。

³⁸ 銀行法 16 条の 2 第 1 項 1 号～11 号まで又は 13 号に掲げる会社（同項 11 号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むものを除く）。

³⁹ 銀行法施行令 4 条の 2 第 2 項に規定する子法人等（改正告示 1 条 37 号の 2 イ（2））。

⁴⁰ 当該銀行が「金融業務を営む会社」（注 39 参照）を関連法人等としている場合における当該関連法人等。

⁴¹ 銀行法施行令 4 条の 2 第 2 項に規定する親法人等（改正告示 6 条 3 項 2 号）。

⁴² 銀行法施行令 4 条の 2 第 3 項に規定する関連法人等（改正告示 1 条 53 号ハ）。

$$\text{信用リスク・アセットの額の合計額} + \left(\begin{array}{l} \text{マーケット・リスク} \\ \text{相当額の合計額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{オペレーショナル・リスク} \\ \text{相当額の合計額} \end{array} \right) \times 12.5$$

- 自己資本比率の分母は、基本的に従来の計算方法を維持しているが、改正告示では、「信用リスク・アセットの額の合計額」の計算方法について以下の見直しが行われている。

- ①. 「CVA リスク相当額」を加算
- ②. 「重要な出資のエクスポージャー」等の信用リスク・アセットの額の引き上げ
- ③. 現行告示で自己資本控除とされる項目（の一部）の扱いを、「リスク・ウェイト 1250%」に変更

- このうち、①については、大和総研レポート「バーゼルⅢ告示④ リスク捕捉の強化」（金本悠希）[2012年5月24日]を参照されたい。

（２）「重要な出資のエクスポージャー」等の信用リスク・アセットの額の引き上げ

（ⅰ）「重要な出資のエクスポージャー」の信用リスク・アセットの額の引き上げ

（A）標準的手法採用行の場合

- 現行告示において、標準的手法採用行の場合、銀行法施行令4条4項3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャーのリスク・ウェイトは100%とされている（現行告示76条）。
- 改正告示においては、標準的手法採用行の場合、（事業会社に対する）「重要な出資のエクスポージャー」のリスク・ウェイトが別途定められている。具体的には、「10%超の議決権を保有している法人等（営利を目的とする者に限り、「その他金融機関等⁴³」を除く）に係る出資⁴⁴」が総自己資本（改正告示2条3号）の額（調整項目控除後のTier1資本とTier2

⁴³ 改正告示8条8項1号に規定する「その他金融機関等」（5（3）（ii）参照）。

⁴⁴ 銀行法施行令4条4項3号に規定する出資（貸借対照表の有価証券勘定に株式又は出資（外国法人の発行する証券又は証書に表示される権利で株式又は出資の性質を有するものを含む）として計上されるもの（銀行法施行規則14条3項））。

資本の合計)⁴⁵の15%を上回る場合、その上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは1250%とされる(改正告示76条の2第1項)。

- また、上記の法人等が複数あり、「10%超の議決権を保有している法人等(営利を目的とする者に限り、「その他金融機関等」を除く)に係る出資」のうち、1250%のリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が、総自己資本の額(調整項目控除後のTier1資本とTier2資本の合計)⁴⁶の60%を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、1250%とされる(改正告示76条の2第2項)。

(B) 内部格付手法採用行の場合

- 改正告示は、内部格付手法採用行の場合、改正告示178条の2(「重要な出資のエクスポージャー」)に規定する資本調達手段に係るエクスポージャー(の額を1.06倍した額)を、信用リスク・アセットの額の合計額に加算すると規定している(改正告示152条1号)。
- 改正告示178条の2第1項は、「10%超の議決権を保有している法人等(営利を目的とする者に限り、「その他金融機関等」を除く)に係る出資⁴⁷」が総自己資本の額⁴⁸の15%を上回る場合、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、「当該エクスポージャーの額(EAD) × 1250%」と規定している(改正告示178条の2第1項)。
- また、改正告示178条の2第2項は、上記の法人等が複数あり、「10%超の議決権を保有している法人等(営利を目的とする者に限り、「その他金融機関等」を除く)に係る出資」のうち、1250%のリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が、総自己資本の額⁴⁹の60%を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、「当該エクスポージャーの額(EAD) × 1250%」と規定している(改正告示178条の2第2項)。

⁴⁵ 当該規定(改正告示76条の2及び178条の2)の適用がないものとして算出した額とする。

⁴⁶ 当該規定(改正告示76条の2及び178条の2)の適用がないものとして算出した額とする。

⁴⁷ 銀行法施行令4条4項3号に規定する出資(貸借対照表の有価証券勘定に株式又は出資(外国法人の発行する証券又は証書に表示される権利で株式又は出資の性質を有するものを含む)として計上されるもの(銀行法施行規則14条3項))。

⁴⁸ 当該規定(改正告示76条の2及び178条の2)の規定の適用がないものとして算出した額とする。

⁴⁹ 当該規定(改正告示76条の2及び178条の2)の適用がないものとして算出した額とする。

(ii) 「特定項目のうち調整項目に算入されない部分」の信用リスク・アセットの額の引き上げ

(A) 標準的手法採用行の場合

- 標準的手法採用行の場合、「特定項目」（10%超の議決権を有している金融機関等に対する普通株式出資、モーゲージ・サービシング・ライツ、一時差異に基づく繰延税金資産）のうち、普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、250%とされる（改正告示 76 条の 3）。

(B) 内部格付手法採用行の場合

- 内部格付手法採用行の場合、上記の「特定項目」のうち、普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、「当該エクスポージャーの額（EAD）×250%」とされる（改正告示 178 条の 3）。

(3) 現行告示で自己資本控除とされる項目の扱いの変更

- 現行告示で自己資本控除とされる以下の項目は、リスク・ウェイトを 1250%とする信用リスク・アセットとして自己資本比率の分母に算入されるように、扱いが変更されている。

- ①. PD/LGD方式（現行告示 166 条 9 項）⁵⁰の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額（改正告示 166 条 12 項）
- ②. 自己資本控除とされる証券化エクスポージャー⁵¹（改正告示 247 条 1 項 1 号、249 条 1 項・2 項、254 条 5 項、256 条 1 項・4 項、257 条 3 項、266 条 2 項）⁵²
- ③. 信用補完機能を持つI/Oストリップス⁵³（改正告示 247 条 1 項 2 号）
- ④. 非同時決済取引の未決済取引（反対取引の約定決済日の 5 営業日以後）（改正告示 79 条の 5 第 2 項 2 号、177 条の 2 第 2 項 2 号）

⁵⁰ 内部格付手法において、株式等エクスポージャーを事業法人等向けエクスポージャーとみなして信用リスク・アセットの額を算出する方式（現行告示 166 条 9 項）。

⁵¹ 証券化取引に伴い増加した自己資本を除く（改正告示 5 条 2 項 1 号ホ）。

⁵² マーケット・リスク算出の際に自己資本控除とされる証券化エクスポージャーは、リスク・ウェイトを 100%として自己資本比率の分母に算入するように、扱いが変更されている（改正告示 302 条の 2 第 1 号・2 号、302 条の 3 第 1 号・2 号、302 条の 4 第 1 項・3 項）。

⁵³ 資産譲渡型証券化取引において証券化目的導管体に譲渡した原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるように仕組みられたもの（現行告示 1 条 66 号）。

7. 施行時期

- ◇ 本改正告示は、2013年3月31日から適用される（改正告示附則1条）。

8. 経過措置

（1）自己資本比率の水準

- ◇ 普通株式等 Tier1 比率と Tier1 比率については、2015年3月30日まで以下のように経過措置が設けられており、段階的に引き上げられることとなる（2015年3月31日（2015年3月期）からは、前述（2.）の本則が適用される）（改正告示附則2条）。

図表3（再掲） 改正告示における最低所要水準（国際統一基準）の経過措置

	普通株式等Tier1比率	Tier1比率
2013年3月31日から2014年3月30日まで (2013年3月期を含む)	3.5%	4.5%
2014年3月31日から2015年3月30日まで (2014年3月期を含む)	4%	5.5%

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

（2）基礎項目（プラス項目）関連

（i）「適格旧 Tier1 資本調達手段」の期限付算入

- ◇ 「適格旧Tier1 資本調達手段」（後述）は、2022年3月30日まで経過措置が設けられている。具体的には、以下の期間について、2013年3月31日時点の「適格旧Tier1 資本調達手段」の額に、それぞれ右欄の割合を乗じて得た額を超えない部分の額を、改正告示のその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入することができる（改正告示附則3条1項）。

2013年3月31日～2014年3月30日まで（2013年3月期を含む）	90%
2014年3月31日～2015年3月30日まで（2014年3月期を含む）	80%
2015年3月31日～2016年3月30日まで（2015年3月期を含む）	70%
2016年3月31日～2017年3月30日まで（2016年3月期を含む）	60%
2017年3月31日～2018年3月30日まで（2017年3月期を含む）	50%
2018年3月31日～2019年3月30日まで（2018年3月期を含む）	40%
2019年3月31日～2020年3月30日まで（2019年3月期を含む）	30%

2020年3月31日～2021年3月30日まで（2020年3月期を含む）	20%
2021年3月31日～2022年3月30日まで（2021年3月期を含む）	10%

◇ 上記の「適格旧 Tier1 資本調達手段」は、以下のものである（改正告示附則 3 条 1 項）。

◇ 現行告示（5 条 3 項）の優先出資証券又は非累積的永久優先株であって、改正告示（6 条 4 項）に規定するその他 Tier1 資本調達手段に該当しないもので、以下の条件をともに満たすもの。

—2010 年 9 月 11 日以前に発行されたものに限る。

—ステップ・アップ金利等⁵⁴を上乗せする特約が付されたものであって、2013 年 3 月 31 日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。

○ ただし、「適格旧 Tier1 資本調達手段」にステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、上乗せされた日以後、当該「適格旧 Tier1 資本調達手段」の額は、（改正告示の）その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入してはならない（改正告示附則 3 条 3 項）。

（ii）「その他の包括利益累計額」の扱い

○ 「その他の包括利益累計額」⁵⁵（改正告示 5 条 1 項 2 号）に該当するものの額については、2018 年 3 月 30 日まで経過措置が設けられ、以下の期間について、それぞれ右欄の割合だけ普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入する（改正告示附則 5 条 1 項）。

2013 年 3 月 31 日～2014 年 3 月 30 日まで（2013 年 3 月期を含む）	0%
2014 年 3 月 31 日～2015 年 3 月 30 日まで（2014 年 3 月期を含む）	20%
2015 年 3 月 31 日～2016 年 3 月 30 日まで（2015 年 3 月期を含む）	40%
2016 年 3 月 31 日～2017 年 3 月 30 日まで（2016 年 3 月期を含む）	60%
2017 年 3 月 31 日～2018 年 3 月 30 日まで（2017 年 3 月期を含む）	80%

○ 「その他の包括利益累計額」のうち、上記経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎

⁵⁴ 現行告示 5 条 2 項に規定するもの。具体的には、あらかじめ定めた期間が経過した後一定の金利又は配当率を上乗せする特約を付している場合の、当該一定の金利又は配当率。

⁵⁵ その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、為替換算調整勘定等が含まれる。

項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分のうち、現行告示の基本的項目に該当する部分の額については、改正告示のその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入する（改正告示附則5条2項）。

(iii) 一定の「少数株主持分等」の期限付算入

- 連結子法人等の「少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額」のうち、「（銀行の普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額（改正告示5条1項4号）」、「その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額（改正告示6条1項5号）」、「Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額（改正告示7条1項5号）」に算入されなかった額に対応する部分の額については、2018年3月30日まで経過措置が設けられている。
- 具体的には、以下の期間について、算入されなかった額に対応する部分の額に右欄の割合を乗じて得た額のうち、連結子法人等の「その他Tier1資本調達手段」に対応する部分の額については、改正告示の（銀行の）「その他Tier1資本に係る基礎項目」の額に算入できる（改正告示附則6条1項）。

2013年3月31日～2014年3月30日まで（2013年3月期を含む）	100%
2014年3月31日～2015年3月30日まで（2014年3月期を含む）	80%
2015年3月31日～2016年3月30日まで（2015年3月期を含む）	60%
2016年3月31日～2017年3月30日まで（2016年3月期を含む）	40%
2017年3月31日～2018年3月30日まで（2017年3月期を含む）	20%

(3) 調整項目（マイナス項目）関連

(i) 調整項目の段階的算入

- その他Tier1資本に係る調整項目の額の一部（改正告示6条2項1号～4号（14ページの①～④））は、2018年3月30日まで経過措置が設けられ、以下の期間について、それぞれ右欄の割合だけ、その他Tier1資本に係る調整項目の額に算入できる（改正告示附則7条1項）。

2013年3月31日～2014年3月30日まで（2013年3月期を含む）	0%
2014年3月31日～2015年3月30日まで（2014年3月期を含む）	20%
2015年3月31日～2016年3月30日まで（2015年3月期を含む）	40%

2016年3月31日～2017年3月30日まで（2016年3月期を含む）	60%
2017年3月31日～2018年3月30日まで（2017年3月期を含む）	80%

- また、（上記を含む）調整項目の段階的算入（改正告示附則7条1項）により、改正告示の（普通株式等Tier1資本・その他Tier1資本・Tier2資本の）調整項目に算入された額以外の部分についても経過措置が設けられている。具体的には、調整項目の段階的算入により改正告示の調整項目に算入された額に対応する部分以外の部分の額のうち、現行告示の基本的項目に該当する額については、改正告示のその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入する（改正告示附則7条2項）。

（以上）